

第6回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年11月30日（木）午前11時00分より、役場庁議室において第6回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第3号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 現況証明願いについて

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
 事務局主査 森川 真由美

議長 これより、第6回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。1番 武良 委員、2番 南 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第6回南幌町農業委員会総会は、11月30日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第6回南幌町農業委員会総会は、11月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年10月31日、第5回農業委員会総会を開催した。

11月 9日、利用調整会議・あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。

11月21日、表彰審議会に会長・会長職務代理者出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、4件でございます。

いずれも、再認定となり、認定年月日は令和5年11月24日、有効期限は令和10年11月23日までとなっております。

認定番号5の11の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。

認定番号5の11の2、住所は空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の11の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。

認定番号5の11の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,186㎡他計7筆ございまして、77,893㎡となります。届出をした日は、令和5年11月15日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で10,309㎡他計12筆ございまして、123,142㎡となります。届出をした日は、令和5年11月15日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第6** 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町3919番、田で15,148㎡他計7筆ございまして126,992㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年11月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。
第5回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対

して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願
い、意見を求める。

令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果
につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇
〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で
1,999㎡です。あっせん年月日は、令和5年11月9日。結
果につきましては、成立です。価格については、畑10aあたり、
〇〇〇,〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線
西〇〇番地、〇〇 〇〇です。

あっせん委員につきましては、1番 武良 委員、2番 南
委員、5番 久保 委員となり、以上の結果となっています。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補
足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果につ
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 日程第 8 議案第 3 号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第 6 条第 2 項第 1 号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第 3 項第 2 号により相手方を選定し、同条第 4 項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1 件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で 1 5, 1 4 8 m²となります。

説明は以上でございます。

2 番 議長 2 番

議 長 2 番 南 委員

2 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇 が適格であると提案いたします。

議 長 只今、南委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、2番 南 委員、6番 野呂田委員、9番 背尾委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第9** 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが2件、所有権移転によるものが1件でございます。
1件目の使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番〇、

田で10,309㎡他計12筆ございまして123,142㎡となります。申請理由は、貸主は農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の1の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の1をご覧ください。

第2項第1号は、借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、借主は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、使用貸借につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、野呂田委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2件目の使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で3,326㎡他35筆ございまして、369,274.13㎡となります。申請理由は、貸主は農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の2農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の2をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、使用貸借につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと

考えられることから該当しない。なお、南委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

3件目の所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2, 262㎡となります。

申請理由は、譲渡人は、農地を一部処分することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し経営の拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1の3の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の3をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は所有権移転につき該当しない。同項第6号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

なお、山田委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

6番 議長6番

議長 6番 野呂田委員

6 番 1 件目の使用貸借の件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

2 番 議長 2 番

議長 2 番 南 委員

2 番 2 件目の使用貸借について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

8 番 議長 8 番

議長 8 番 山田委員

8 番 3 件目の所有権移転について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 10 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定についてを

議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が9件、利用権の設定が4件でございます。

初めに所有権移転について説明いたします。

整理番号5の11の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,865㎡他計2筆ございまして、45,434㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の11の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で10,392㎡他計17筆ございまして、86,893㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の11の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で41,508㎡他計8筆ございまして、114,382㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の11の4の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,417㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の11の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で1,999㎡となります。価格につきましては、

〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の11の6の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で14, 554㎡他計2筆ございまして88, 103㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の11の7の買い手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 009㎡他計2筆ございまして13, 640㎡となります。価格につきましては、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の11の8の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、
田で17, 596㎡他計11筆ございまして80, 163㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農用地利用集積計画の決定、
所有権移転整理番号5の11の1から5の11の8につきましては、
提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号5の11の9及び利用権の設定 整理番号5の11の1については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5の11の9の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で14,472㎡他計2筆ございまして32,986㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定。整理番号5の11の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で30,681㎡他計6筆ございまして、111,844㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転 整理番号5の11の9から利用権の設定、整理番号5の11の1までにつきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5の11の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 690㎡他計3筆ございまして、47, 654㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の11の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で34, 828㎡他計3筆ございまして、47, 955㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の11の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21, 439㎡他計7筆ございまして、124, 121㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定、整理番号5の11の2から5の11の4につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第11 議案第6号 現況証明願いについて**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。
令和5年11月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。現況証明願いにつきましては1件でございます。
願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は1, 185㎡。空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は452㎡。空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面積は522㎡。いずれも土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。
説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

2 番 議長 2番

議 長 2番 南 委員

2 番 願い出のあった件についてですが、私と江郷委員、鍋山委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

現状では、宅地及び雑種地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況であり、申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第6号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第6回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしました

いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第6回南幌町農業委員会総会は
只今を以って閉会といたします。

(午前11時30分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番